

2026年度いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会Webサイト リニューアル及び管理・運営業務委託仕様書

1 委託業務名

2026年度いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会Webサイトリニューアル及び管理・運営業務委託

2 委託業務の目的

いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）が本県eスポーツ情報発信サイトとして運用を行うウェブサイトについて、リニューアルに向けた移行作業を実施し、利用者・情報発信者両者におけるユーザビリティ向上を図る。

また、県内外へ向けて本県の様々なeスポーツ活動の情報を的確に発信し、本県eスポーツの地位向上を図る。

3 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

4 委託上限額

上限額 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではない。

5 業務内容

(1) ウェブサイト (<https://www.ibaraki-esports.com/>) の保守及びサイト運営

ア サーバの構築・保守管理

(ア) サーバについて、アクセスの負荷・セキュリティを考慮して信頼度の高いレンタルサーバとすること。

(イ) 現行のドメイン (www.ibaraki-esports.com) を利用し、適切に管理すること。

(ウ) ハードディスクに障害が発生しても速やかに復旧できるように対策を行うこと。

(エ) 通信されるデータ暗号化等によるデータ傍受や改竄を抑止する機能を確保すること。

(オ) ファイアーウォールを使用すること。

(カ) 今後のコンテンツの増加も見据え、ハードディスクは十分な容量を確保し、機器は耐障害性に優れた構成とする等信頼性が確保できるものであること。

イ システム条件

閲覧者及び管理者端末からの利用は、一般的に広く採用されている Microsoft Windows や MacOS に最新版の Microsoft Edge、Google Chrome、FireFox、Safari などのブラウザがインストールされた PC 端末、及び Android、iOS などの OS に最新版の標準ブラウザがインストールされたモバイル端末に対応すること。

ウ 運用条件

(ア) 安定稼働、個人情報及び機密情報の保護が図られるようシステム面で必要な措置を講じること。また、これらに問題が発生した場合迅速に対応するとともに、委託者に速やかに連絡を行うこと。

(イ) 前項及び委託者からの技術的問合せや各ページの更新・修正依頼及び不具合発生等に常に対応できるようサポート体制を整備し、委託者の指示に基づき迅速に対応すること。

(ウ) 登録・更新されたページの管理を行うこと。

(エ) 茨城県が定めるウェブアクセシビリティガイドラインに基づくアクセシビリティを確保すること

(https://www.pref.ibaraki.jp/bugai/koho/kenmin/misc/documents/20170908_guideline.pdf)

(オ) 令和 8 年 4 月 1 日（水）からウェブサイトを活用すること。

下記「イ 現行サイトのリニューアル」が完了までは、現行サイトの保守管理を行い、完了後はリニューアル後のサイトの保守管理を行うこと（現行サイトからリニューアル後のサイトへの移行作業を含む）。

なお、現行サイトの保守管理にあたっては、令和 8 年度に係る維持管理費用は令和 8 年度の受託者が負担することとし、令和 7 年度の保守管理を行った受託者との引継や費用支払等に係る調整を行うこと。

(カ) 現行サイトの更新作業について

※記載の回数は現行サイト及びリニューアル後のサイトの通算とする

a 「News」（新着情報）の更新

県や協議会が主催するイベント及びその公募情報について、委託者の指示に基づきトップページを更新（年 20 回程度）するとともに、その内容（下記(a)・

(b)）を作成すること。なお、イベント情報に係る新着情報は、サムネイル画像の作成・表示を必須とする。

(a) 主催イベント等の紹介ページの作成（年 10 回程度）

県や協議会が主催するイベント等について、委託者から受託者へ提供する情報をもとに、写真・概要・見どころ・参加方法等の整理や必要な画像データの等の作成を行い、内容及び訴求面を充実させたイベント紹介ページを作成す

ること。

※その他、委託者と協議の上、効率性の高い方法で作成できるよう、受託者は配慮すること。

(b) 上記の公募情報のページの作成（年 10 回程度）

上記イベントに係る受託者公募を実施する際のページを作成すること。

b その他の更新

(a) 協議会情報のページ（「ABOUT」（協議会について））の更新（年 12 回程度）

協議会の情報（会員数、役員、規約等）について、毎月末時点の情報を、翌月 10 日（当該日が週休日の場合は翌営業日）までに、ウェブサイトへ反映させること。

(b) 協賛企業等の更新

協賛等により協議会へ支援した企業がある場合は、委託者の指示に基づき、随時バナーや社名等をトップページ中に表示すること。

c 新規及び既存ページの修正、更新、公開、停止

その他、ページの作成・修正・更新等について委託者の指示に基づき随時実施すること。

(キ) 上記の条件を基本とするが、より効率性の高い内容で実施できる場合等には、受託者の提案でこれを変更することを妨げない。

エ 現行サイトのリニューアル及びリニューアル後の運用

(ア) トップページ及びサイト構成のリニューアル

現行サイトのトップページ及びサイト構成について、情報の見やすさや操作性の向上、魅力アップを目的として、昨今の e スポーツ関連の web サイト等のトレンド等を勘案した訴求力の高いデザイン・構成となるようリニューアルすること。

(イ) 各種情報に関するページの作成

a 主催イベント等の紹介ページの作成（年 10 回程度）※ウ（カ）a(a)と通算

県や協議会が主催するイベント等について、委託者から受託者へ提供する情報をもとに、写真・概要・見どころ・参加方法等の整理や必要な画像データの等の作成を行い、内容及び訴求面を充実させたイベント紹介ページを作成すること。

また、イベント紹介ページの作成時には新着情報としてトップページの視認しやすい箇所に表示（サムネイル画像の作成及び表示を必須）すること。（年 10 回程度）。※ウ（カ）a(a)の表示と通算

※その他、委託者と協議の上、効率性の高い方法で作成できるよう、受託者は配慮すること。

b 市町村や民間主催イベント等の紹介ページの作成（年 60 回程度）

県内の市町村や民間事業者等が実施するイベントについても、紹介ページ（イベントへのリンクを含む）を作成すること。

c 過去のイベントページの作成（年10回程度）

委託者から受託者へ提供する情報をもとに、主催イベント等の開催結果を報告するページを作成すること。

また、現行サイトから移行する過去のイベントの情報も、本ページに集約すること（本作業は回数に含まない）

(ウ) 協議会事務局からのお知らせページ

公募情報や協議会会員向けの情報（総会や機材貸出関係資料等）などを載せるページを作成し、委託者の指示に基づき随時修正、更新、公開、停止すること（協議会会員向けの情報は、パスワードを付する等限定公開とする）。

また、協議会の情報（会員数、役員、規約等）について、毎月末時点の情報を、翌月10日（当該日が週休日の場合は翌営業日）までに、ウェブサイトに反映させること。（年12回程度）※ウ（カ）b(a)と通算

また、公募情報の更新回数は年10回程度とし、ウ（カ）a(b)と通算する。

なお、現行サイトで公開している公募情報もリニューアル後のサイトに移行すること。

(エ) 協賛企業等の更新

協賛等により協議会へ支援した企業がある場合は、委託者の指示に基づき、随時バナーや社名等をトップページ中に表示すること。

(オ) 新規及び既存ページの修正、更新、公開、停止

その他、ページの作成・修正・更新等について委託者の指示に基づき随時実施すること。

オ その他

(ア) 上記のほか、目的達成のために有効な手段がある場合は提案すること。

(イ) ページの作成・修正・更新等にあたっては、ページの原案（ラフ・テキスト・デザイン等）の作成は受託者が実施するものとし、委託者はその作成に必要な情報の提供及び受託者が作成したものの監修を実施することを原則とする。

(ウ) 次年度の受託者への引継ぎが必要となった場合は、引継ぎに伴う作業等に協力すること。

6 業務委託実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、事業の詳細やスケジュールについて、委託者と十分協議のうえ、決定すること。また、委託者は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求すること

ができるものとする。

- (2) 事業遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、委託者と十分協議を行うとともに、本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度事務局と協議してこれを定めるものとする。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。なお、契約終了後もまた同様とすること。
- (4) 事業終了後は、当該事業により作成したデータや制作物等を遅滞なく委託者へ提供すること。
- (5) 概算見積書には、本事業にかかる費用の全てを記載すること。

7 著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、本事業における制作物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は委託者及びその指定する者の必要な範囲で委託者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- (2) 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- (5) 第三者が権利を有する著作物（ゲーム、音楽等）を使用する場合には、著作権及び肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (6) 委託者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものについては委託者が提供する。
- (7) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら事務局の責任に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

8 個人情報等の取扱い

業務の遂行に当たり、個人情報及び法人情報を収集する際は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条の規定を遵守するとともに、委託者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ておくこと。

9 経理・支払等に関する条件

- (1) 経費については、業務の完了を確認するための検査(委託期間終了後の検査を含む。)において帳簿類等で確認することがある。また、本委託期間中においては、委託者の求めに応じて要した費用を報告すること。
- (2) 本事業の経費及び収入に関する全ての証拠書類は、本業務完了後、5年間保存すること。